

ダイヤモンド（原石・研磨済み）の輸入に際して事業者が 取り組むべき内容に関する指針について（Q & A）

令和6年4月
令和6年9月更新

1. 趣旨・目的

- （問1） 指針の目的は何か。
- （問2） 指針の対象者は。

2. 対象となる品目

- （問1） 指針の対象品目の範囲は。
- （問2） 本指針の対象はダイヤモンド原石及び研磨済みダイヤモンドであって、宝飾品は対象に含まれないのか。
- （問3） 国内仕入れ・国内取引にも適用されるのか。
- （問4） ダイヤモンドをロシア以外の国から輸入する場合もこの指針の対象範囲となるのか。
- （問5） 対象となるダイヤモンドを既に海外から日本に輸入している場合は、どのように取り扱えばよいか。

3. 輸入事業者求められる対応

- （問1） 「輸入元事業者の選定や調達に関する基準あるいは方針の策定」とはどのようなものを策定すればよいのか。
- （問2） 「管理における責任者を明確にし、自主的・組織的に取り組む体制を構築する」とはどのような体制を構築すればよいのか。そのために、どのような対応が必要なのか。
- （問3） サプライチェーンのデューディリジェンスを監督するのに必要な知識とはどのようなものか。
- （問4） 適正なダイヤモンドの取引を行うための責任者とサプライチェーンのデューディリジェンスを監督する担当者を同一人物が兼任することは可能なのか。
- （問5） ダイヤモンドの輸入・社内管理に係る責任者に変更が生じた場合、新たに、経済産業省に届出等を行う必要があるか。
- （問6） 個人事業主の場合にも、サプライチェーンのデューディリジェンスを監督する担当者の配置が必要になるのか。

- (問7) なぜ自己宣誓をしなければならないのか。
- (問8) KP証明書はどのような場合、誰から取得できるのか。
- (問9) G7証明はどのような場合、誰から取得できるのか。
- (問10) インボイスに明記するのは産出国ではなく原産国であるが、問題ないのか。
- (問11) 輸入元事業者等による宣誓等が示された書類として、インボイス以外にどのような書類を取得するとよいのか。
- (問12) 1個(粒)あたりの重量(カラット)の明記について、1パーセルの中に異なるカラット数のダイヤが混在している場合、インボイスに1個(粒)あたりのカラットを全て記載しないとイケないのか。
- (問13) 証明書類はすべて揃える必要があるのか。
- (問14) 「輸入元事業者が発行したインボイスの申告内容を毎年照合・確認する」とは具体的にどのようなことを行えばよいのか。
- (問15) どのような場合に経済産業省への書類等の提出などが求められることがあるのか。
- (問16) 本指針に規定されている、原産国を明らかにする又は非ロシア産ダイヤモンド(第三国で加工されたものを含む)であることを証明する書類は、通関手続時に税関に提示する必要があるのか。

4. 宣誓書の提出

- (問1) 宣誓書は、いつまでに提出する必要があるのか。
- (問2) 宣誓書を作成・提出すべき対象者は。
- (問3) 輸入するダイヤモンドの大部分が1個(粒)当たり0.5カラット未満であり、0.5カラット以上のダイヤモンドを年1回程度しか輸入しない場合でも宣誓書の提出が必要になるのか。
- (問4) 宣誓書の提出時どのような添付書類が必要なのか。
- (問5) 宣誓書の有効期限はあるのか。
- (問6) 申請内容に変更があった場合には再提出が必要か。
- (問7) 宣誓書の提出方法は。
- (問8) 提出した宣誓書の情報管理はどのように取り扱われるのか。
- (問9) 宣誓書の署名は、直筆の必要があるのか。
- (問10) 宣誓書に押印は必要か。

- (問 1 1) 本社とは別に営業所の住所にて輸入を行っているが、宣誓書の住所は営業所で良いか。
- (問 1 2) 令和 6 年 1 0 月 2 日から規制対象が 0.5 カラットに引き下げとなったことにより、再度宣誓書を提出する必要があるのか。

5. その他

- (問 1) 本指針は、いつまで継続されるのか。
- (問 2) 本指針を遵守出来ない場合、罰則はあるのか。

1. 趣旨・目的

(問1) 指針の目的は何か。

(答) ダイヤモンドを輸入する事業者に対して、非ロシア産の証明、輸入元事業者の選定基準等の策定、自己宣誓を実施していただくことで、ロシア産ダイヤモンドの排除と社内の管理体制を構築していただくことを目的としています。

(問2) 指針の対象者は。

(答) ダイヤモンドを輸入する全ての事業者であり、主体（法人・個人事業主）を問いません。また、法人については資本金、売上等の規模を問いません。

2. 対象となる品目

(問1) 指針の対象品目の範囲は。

(答) 指針における対象品目は、以下のダイヤモンド原石及び研磨済みダイヤモンドであって、1個（粒）当たり0.5カラット以上のものを対象とします。

【対象 HS コード（関税率表番号）】

7102 10 選別してないもの

7102 31 非工業用、加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの

7102 39 非工業用、その他のもの（研磨済みなど）

※クリーブ: 原石を2個以上に分割 ブルーチ: 角を削り丸に近づける

(問2) 本指針の対象はダイヤモンド原石及び研磨済みダイヤモンドであって、宝飾品は対象に含まれないのか。

(答) 宝飾品は含まれません。上記 HS コードに該当するダイヤモンド原石及び研磨済みダイヤモンドが対象です。

(問3) 国内仕入れ・国内取引にも適用されるのか。

(答) 国内仕入れ・国内取引には適用されません。対象となるダイヤモンドを海外から輸入する場合を対象としております。

(問4) ダイヤモンドをロシア以外の国から輸入する場合もこの指針の対象範囲となるのか。

(答) 全ての国・地域から輸入するダイヤモンドが対象となります。

(問5) 対象となるダイヤモンドを既に海外から輸入している場合は、どのように取り扱えばよいか。

(答) 既に海外から輸入しているダイヤモンドの在庫を国内のみで取り扱う場合、何の制限もありません。一方、当該ダイヤモンドの在庫を海外へ輸出して研磨等の上、日本へ再輸入する場合はこの指針に従う必要があります。なお、制裁開始前に入手したロシア産又は原産地不明の在庫の扱いにつき、現在、G7間で協議中です。決定次第、改めて周知します。

3. 輸入事業者求められる対応

(問1) 「輸入元事業者の選定や調達に関する基準あるいは方針」とはどのようなものを策定すればよいか。

(答) 輸入元事業者の選定基準としては、例えば、以下のような基準を盛り込んだ方針を策定していることが考えられます。

(参考例)

- De Beers の Best Practice Principles への同意文書に署名できる仕入先（業界で最も厳しいコンプライアンス遵守への同意）
- World Diamond Council 指定の宣言文を納品書、インボイス等に記載可能なこと
- 原石取引時は原産国が明記された KP 証明書の入手に努めること
- 1個（粒）ごとのカラット数が制限値以上か否か、又は制限値を超えるダイヤモンドが含まれているか否かを証する証憑書類の整備が可能なこと

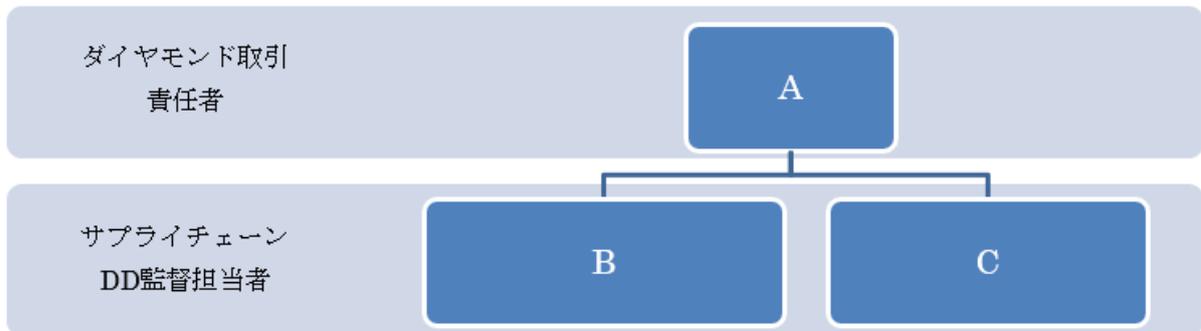
(問2) 「管理における責任者を明確にし、自主的・組織的に取り組む体制の構築」とはどのような体制を構築すればよいか。そのために、どのような対応が必要なのか。

(答) 社内で輸入元事業者からダイヤモンドを購入、管理する責任者を選定していることが求められます。

ダイヤモンドを輸入・社内管理するにあたっての全ての責任を

有する者、責任者ではないが、ダイヤモンドの社内管理を担当する可能性のある全ての者を明記するなど社内体制が分かる内容を記載する必要があります。

(例) 体制図



(問3) サプライチェーンのデューディリジェンスを監督するのに必要な知識とはどのようなものか。

(答) サプライチェーン全体の把握及び人権リスクの特定、特定されたリスクの軽減を行うためのそれぞれの手法等について習得していただくことを想定しています(OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス等参照)。

(問4) 適正なダイヤモンドの取引を行うための責任者とサプライチェーンのデューディリジェンスを監督する担当者を同一人物が兼任することは可能なのか。

(答) ダイヤモンド取引の責任者とサプライチェーンのデューディリジェンスの担当者に求められる知識・役割は異なるものの、兼任することは可能です。

(問5) ダイヤモンドの輸入・社内管理に係る責任者に変更が生じた場合、経済産業省に届出等を行う必要があるか。

(答) 責任者に変更が生じた場合には、経済産業省への届出は不要ですが、策定している社内体制図等に変更を加え保管してください。

(問6) 個人事業主の場合にも、サプライチェーンのデューディリジェンスを監督する担当者の配置が必要になるのか。

(答) 個人事業主であっても、自らを担当者として選任してください。

(問7) なぜ自己宣誓をしなければならないのか。

(答) 現在のダイヤモンドの取引に係る商慣行、輸入手続きにおいて、ダイヤモンド(原石・研磨済み)がロシア原産ではないことの証明が難しいため、輸入事業者による自己宣誓を行って適切な取引に取り組んで頂くこととしました。

(問8) KP証明書はどのような場合、誰から取得できるのか。

(答) ダイヤモンド原石を輸出入する場合に、船積み地域に係る国又は地域において当該ダイヤモンド原石がキンバリー・プロセス証明制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類です。そのため、研磨済みダイヤモンドの輸入の際に必要な書類ではありません。詳細は以下をご覧ください。

※キンバリー・プロセス証明制度

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/05_diamond/index.html

(問9) G7証明はどのような場合、誰から取得できるのか。

(答) 2024年4月現在、G7において、原石・研磨済みを含む検証・認証メカニズムの構築に向けて検討が進められています。ベルギーアントワープのダイヤモンドオフィス(AWDC)では、ダイヤモンド原石に対して35桁の数字からなる「G7証明(Certification)」が発行されています。現時点では、同証明の取得はオプションです。

(問10) インボイスに明記するのはダイヤモンドの産出国ではなく原産国であるが問題ないのか。

(答) インボイスの原産国(Country of Origin)欄には必ずしも産出国を記載する必要はありませんが、原産国(産出国)が明記されている又は「私は、この貨物に含まれる非工業用ダイヤモンドが、ロシア連邦外で他の製品に実質的に加工されたか否かにかかわらず、その全部または一部がロシア連邦内で採掘、抽出、生産、製造されたものではないことを証明します」等の非ロシ

ア産ダイヤモンドであることを宣誓する記載がなされている書類が必要となります。

(問 1 1) 輸入元事業者等による宣誓等が示された書類として、インボイス以外にどのような書類を取得するとよいのか。

(答) インボイス上に宣誓文を記載できない場合であっても、輸入元事業者と調整の上、原産国(産出国)が明記されている又は非ロシア産であることの宣誓が記載されている書類があれば満たされており、書面の様式は問いません。

(問 1 2) 1個(粒)当たりの重量(カラット)の明記について、1パーセルの中に異なるカラット数のダイヤが混在している場合、インボイスに1個(粒)ピース当たりのカラット数を全て記載しないとイケないのか。

(答) インボイス等において、対象品目か否かを明らかにするため、ダイヤモンド1個(粒)ごとのカラット数が制限値以上か否か、または制限値を超えるダイヤモンドが含まれているか否かを明らかにする必要があります。記載にあたっては、インボイスやパッキングリスト等の書類において、ロットごとの総数量(ダイヤの個数)・総重量(カラット)及びそのロットに対象品目が含まれているか否かを確認できること、あるいは、1個(粒)ごとの重量(カラット)が確認できることが望ましいとしていますが、制限値を超えるダイヤモンドが含まれていないことが明白な場合には、インボイス等にその旨が分かる記載があれば問題ありません。

例: この1パーセルの中に封入されているダイヤモンドは1ピース当たり0.2~0.4カラットのみであり、0.5カラットを超えるダイヤモンドは含まれていない。

(問 1 3) 証明書類はすべて揃える必要があるのか。

(答) 輸入事業者は、①キンバリー・プロセス証明書(原則として原産地が明記されたもの)、②G7証明、③輸入元事業者等による宣誓等が示された書類、④第三者機関によるトレーサビリティシステム証明書のいずれかを取得・保管してください。

(問 1 4) 「輸入元事業者が発行したインボイスの申告内容を毎年照合・確認する」とは具体的にどのようなことを行えばよいのか。

(答) 輸入元事業者を訪問する又はメール・電話等の手段を活用し、インボイスに記載された宣誓文の内容を証明する根拠資料の提供を求める、確認する等を推奨しております。

(問 1 5) どのような場合に経済産業省への書類等の提出などが求められることがあるのか。

(答) 宣誓書の内容に関して、経済産業省にて確認が必要と判断した場合には、提出を求めます。

(問 1 6) 本指針に規定されている、原産国を明らかにする又は非ロシア産ダイヤモンド（第三国で加工されたものを含む）であることを証明する書類は、通関手続時に税関に提示する必要があるのか。

(答) 本指針に規定されている、原産国を明らかにする又は非ロシア産ダイヤモンド（第三国で加工されたものを含む）であることを証明する書類は、本指針に基づき輸入事業者に取得・保管を求めるものであり、通関手続上、税関への提示が必要な書類ではありません。

他方、経済産業省が必要と判断した場合には当該書類の提供を求めることがあります。

4. 宣誓書の提出

(問 1) 宣誓書は、いつまでに提出する必要があるのか。

(答) 原則として、ダイヤモンドの輸入を行う前までに宣誓書を提出してください。なお、2024年5月10日から受付を開始いたします。

(問 2) 宣誓書を作成・提出すべき対象者は。

(答) 作成・提出対象者は、1個（粒）当たり0.5カラット以上のダイヤモンド（対象となるHSコード：7102 10、7102 31、7102 39）を輸入する事業者（法人・個人事業主を問わない）になります。

(問3) 輸入するダイヤモンドの大部分が1個(粒)当たり0.5カラット未満であり、0.5カラット以上のダイヤモンドを年1回程度しか輸入しない場合でも宣誓書の提出が必要になるのか。

(答) たとえ1個(粒)当たり0.5カラット以上のダイヤモンド輸入する回数が年1回程度であったとしても、当該ダイヤモンドを輸入する前に宣誓書を提出してください。

(問4) 宣誓書の提出時どのような添付書類が必要なのか。

(答) 宣誓書のみ提出が必要であり、その他添付書類は不要です。

(問5) 宣誓書の有効期限はあるのか。

(答) ありません。

(問6) 申請内容に変更があった場合には再提出が必要か。

(答) 事業者名、住所に変更があった場合には宣誓書を再提出してください。

(問7) 宣誓書の提出方法は。

(答) 経済産業省Webサイトから様式をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、下記の提出先に原則メール添付にて提出してください。

【Webサイト】

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/hoseki_kikinzoku/yunyu.html

【提出先】 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省製造産業局生活製品課
ダイヤモンド担当(TEL:03-3501-1511(代表))

【メールアドレス】 bzl-diamonds@meti.go.jp

(問8) 提出した宣誓書の情報管理はどのように取り扱われるのか。

(答) 経済産業省が適切に管理します。

(問9) 宣誓書の署名は、直筆の必要があるのか。

(答) 直筆である必要はなく、PC等の入力でも問題ありません。

(問10) 宣誓書に押印は必要か。

(答) 押印は不要です。

(問11) 本社とは別に営業所の住所にて輸入を行っているが、宣誓書の住所は営業所で良いか。

(答) 宣誓書は事業者として提出いただきますので、本社の住所で提出してください。

(問12) 令和6年10月2日から規制対象が0.5カラットに引き下げとなったことにより、再度宣誓書を提出する必要があるのか。

(答) 必要ありません。

5. その他

(問1) 本指針は、いつまで継続されるのか。

(答) 現時点で、指針の期限は定められておりません。他方、今後のG7における議論や制度の見直し等により変更や終了を行う可能性はあります。

(問2) 本指針の内容を遵守出来ない場合、罰則はあるのか。

(答) 本指針は、ダイヤモンド（原石・研磨済み）の輸入に際して事業者が取り組むべき内容を定めたものであり、罰則等はありません。なお、自己宣誓の内容が適切に行われていることを確認出来る資料の提出を経済産業省から求める場合があります。